

## 入札説明書

令和8年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後NPOパートナーシップセンター運営）等業務に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和8年1月26日

2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊

3 担 当 部 局 〒627-8570 京都府京丹後市峰山町丹波855

京都府丹後広域振興局地域連携・振興部企画・連携推進課

電話 0772-62-4300 FAX 0772-62-5894

メールアドレス [t-c-kikaku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:t-c-kikaku@pref.kyoto.lg.jp)

### 4 入札に関する事項

#### （1）業務の名称及び数量

令和8年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後NPOパートナーシップセンター運営）等業務

#### （2）業務の仕様等

別添「令和8年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後NPOパートナーシップセンター運営）等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### （3）業務を行う日

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

### 5 入札説明会

実施しない

### 6 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

### 7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

#### （1）次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

（ア）法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ）法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

（ウ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

- 的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的には積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- オ 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年告示第375号）第3条に該当する者
- (2) 公告の日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に記載の業務を確実に履行できると認められる能力を有する者であること。

## 8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、(4)提出書類を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 申請様式等の提出期間等

ア 提出期間：公告開始日から令和8年2月16日（月）  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 提出場所：3に同じ

### (2) 申請様式等の提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

### (4) 提出書類

申請には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 参加資格審査申請書（第1号様式）

イ 府税納税証明書（第2号様式の2）（発行3箇月以内。写し可）

ウ 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱第3条各号に定める参加資格を有しない者に該当しないことを誓約する書類（第3号様式）

エ 取引使用印鑑届（第4号様式）

オ 権限を事務所長等に委任する場合には、委任状（第5号様式の1）及び受任者の身分証明書等（職と氏名が確認できるもの）

カ 消費税及び地方消費税納税証明書（発行3箇月以内。写し可）

キ 参加申請者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

なお、共同企業体で申請する場合は構成員全ての法人について添付すること。

(ア) 法人登記簿謄本（1部）（発行3箇月以内。写し可）

(イ) 法人定款

(ウ) 直近2営業年度の財務諸表

（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）

ク 参加申請者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

なお、共同企業体で申請する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。

(ア) 団体の規約

(イ) 役員一覧

(ウ) 所得税の確定申告書の写し（税務署の受理印押印済みのもの）又は納税証明書

(5) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 9 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）により文書で通知する。

## 10 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和8年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後NPOパートナーシップセンター運営）等業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

## 11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、9による資格審査の結果を通知した日から令和9年3月31日（水）までとする。

## 12 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあっては、氏名

## 13 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それに掲げる者（6及び7の（1）のアからオに該当する者は除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割により営業を承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承認審査申請書（以下「資格承認審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承認審査結果通知書により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

#### 14 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

#### 15 企画書の提出方法

- (1) 提出方法  
3に示す場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、「令和 8 年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後 NPO パートナーシップセンター運営）等業務に係る企画提案書在中」と朱書きし、書留郵便により提出期限内に必着すること。
- (2) 提出期限  
令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 5 時まで
- (3) 作成における留意事項  
別添「令和 8 年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後 NPO パートナーシップセンター運営）等業務委託企画書作成要領」のとおりとする。
- ア 提出部数は 6 部（正本 1 部、副本 5 部）とする。
- イ 企画書については、電子データでも提出すること。
- ウ 企画書類の著作権は個々の入札者に帰属するが、本事務において公表が必要と認められる場合は、府は企画書の全部又は一部を使用できるものとする。なお、企画書の記述が、著作権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととする。
- エ 提出期間後の企画書の追加、訂正、差し替え等は不可とする。

ただし、府から指示があった場合を除く。

- オ 府が、提出された提案の審査にあたり、必要と認める追加資料の提出依頼をした場合は速やかに提出すること。
- カ 提案を受けた企画書等の資料は、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- キ 提案受付後に、入札者の都合により審査を辞退する場合は、入札者の氏名及び法人にあたっては名称、「令和8年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後NPOパートナーシップセンター運営）等業務」の企画提案を辞退する旨を記載した辞退届を、令和8年2月27日（金）までに提出すること。（様式は問わない。）

## 16 入札手続等

### （1）入札の日時及び場所

- ア 日時 令和8年3月12日（木）午後2時
- イ 場所 京都府丹後広域振興局 2階 第3会議室

### （2）入札方法

- ア 入札書（第6号様式）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状（第5号様式の2）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしなければならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和8年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後NPOパートナーシップセンター運営）等業務に係る入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、資格審査結果通知書のほか、印鑑、名刺、身分証明書を持参すること。なお、資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- カ 入札者又はその代理人は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならぬ。なお、入札書の入札金額については訂正できない。
- ケ 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- コ 入札者が連合又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

### （3）入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（3の場所に提出するまでをいう。）は、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出することにより、入札を辞退することができる。

### （4）入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当す

る額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(5) 総合評価の方法

「落札者決定基準」に基づき、「価格評価点」を300点及び「技術評価点」を700点の計1,000点の範囲内で評価点を付する。

ア 価格評価点の評価方法

入札価格の評価（価格評価点）は、その入札価格に応じ、次の計算式により算出する。ただし、入札価格が予定価格に達していない場合は評価しない。

価格評価点 = 満点（300点）×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）

※小数点第2位以下を切り捨てる。

イ 技術評価点の評価方法

「落札者決定基準」別表に基づき、入札参加者から提出された企画書の評価を行い、評価項目ごとに得点を算出し、その合計点を技術評価点とする。

(6) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに關係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(7) 再度入札に関する事項

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(8) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請様式等必要書類を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格での入札

(9) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（落札者決定基準の失格基準に該当する者を除く。）であつて、落札者決定基準に定める評価方法により

算出された技術評価点及び価格評価点を合計した評価値が最も高い者を落札者とする。評価値が最も高いものが2人以上あるときは、価格評価点が最も高い者を落札者とし、価格評価点も同じ場合は当該入札参加者が、くじにより落札者を決定するものとする。

- なお、予定価格の制限の範囲内になかった入札は、価格評価点を算出しない。  
イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

## 17 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約書の作成をもって委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払については、精算払又は前金払とし、協議により決定する。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 18 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 19 契約書作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

## 20 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

## 21 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## 22 その他

- (1) 1から21までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 提出書類等の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とし、提出された申請様式等は返却しない。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (4) 提出書類等は、本入札における契約の相手方選定以外の目的では使用しない。ただし公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (5) 提出書類等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (6) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(7) 令和8年度当初予算が未成立のため、予算成立をもって契約をすることとし、不成立の場合は、契約を見送ることを契約の前提条件とする。